

\_\_\_\_\_法律学\_\_\_\_\_専攻\_\_\_\_\_領域（ 博士前期/修士 ・ 博士後期 ・ 前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ 英語 ） / 専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

問1【50点】

次の英文を読み、下線部を日本語に訳しなさい。

Blank area for the reading comprehension question.

【出典】 Martin Krygier, "democracy and the rule of law", *The Cambridge Companion to the Rule of Law*, ed. J.Meierhenrich and M.Loughlin (Cambridge University Press, 2021)

Blank box for the answer.

問2【50点】

次の英文を読み、その全文を日本語に訳しなさい。

【出典】 The Asahi Shimbun, EDITORIAL : Law needed on deletion of DNA evidence to gain the public's trust (September 4, 2024)

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 憲法 ）

試験時間：（ 90 ）分

問1 （50点）

日本の憲法学（公法学）における次の用語の意味を簡単に説明しなさい。

- （1）人格的自律権説（人格的利益説）
- （2）パブリックフォーラム論
- （3）法律上の争訟

問2 （50点）

営業の自由の規制に関する合憲性審査の判例法理として知られる規制目的二分論について、①規制目的二分論に立ったとされる二つの判例を挙げながらその内容を紹介したうえで、②規制目的二分論の当否につき、あなたの考えを論じなさい。

以上

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（民法）

試験時間：（90）分

### I 【50点】

以下の【事例1】【事例2】を読んで、各小問(1)(2)(3)に答えよ。

#### 【事例1】

A社がB社に、中古の機械甲（特定物）を代金200万円で売却することになり、A・B間で売買契約書を取り交わした。その契約書においては、甲の引渡しは契約締結日から1ヶ月後（以下「引渡日」という）であり、B社が受け取りに来ることになっていた。

(1) 甲の引渡日の前日に、落雷によってA社の本社建物と自社倉庫が火災となり、その倉庫に保管してあった甲も焼失した。そこで、B社は、A・B間の売買契約を解除する旨の通知書をA社の本社に送ったが、その郵便が届かず、かつ、A社代表者の所在も不明であった。

このような場合に、B社は、甲の売買代金の支払をしなくてもよいのか、詳しく検討せよ。

(2) A社が、甲を調達して自社倉庫に保管し、その引渡しの準備ができた旨を文書でB社に通知した。ところが、B社が受取りの準備ができなかったことから、引渡日に受取りを拒絶した。そうしたところ、その後に落雷によりその倉庫が火災となり、保管してあった甲も焼失した。

このような場合に、A社は、B社に対して、甲についての売買代金の支払を請求することができるか、詳しく検討せよ。

#### 【事例2】

画商Aは、BおよびCとの間で、絵画甲を200万円で売るという契約を締結した。契約では、代金債務はBおよびCが連帯して負うものとされ、4月15日までにAの銀行普通預金口座宛に振り込むこと、Aは、4月17日までに甲をBの自宅まで届けること、それまで甲は、Aの画廊で「売約済み」の札を掲げて展示を続けることとされていた。

その後、4月14日にAがBの自宅まで甲を届けて引き渡した。ところが、翌15日に、Bの自宅に隣接する住宅で発生した火災で類焼し、甲も焼失してしまった。

(3) Bが代金の振込をまだ行っていなかった場合に、Aは、Bに対して、代金の支払いを請求することができるか、詳しく検討せよ。

### II 【50点】

物権的請求権をめぐる論点として、「物権的請求権と費用負担」と呼ばれる問題がある。これがどのような問題であるかを示す具体例を挙げた上で、その具体例を用いながらこの問題について詳細に検討しなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 刑法 ）

試験時間：（ 90 ）分

## 【問1】（50点）

下記の事例におけるXの罪責につき、同様の事案における判例の立場を明示した上で、検討の上、自身の結論を示しなさい（なお、設問と関連のない記載は評価の対象としません）。

YとZ女は同棲中の男女であったが、他人に睡眠薬を飲ませて眠らせ、その間に金品を盗むという犯行を以前から行っていたところ、再び同様の犯行を計画した。Zは遊び友達であったX女を犯行に誘うことを提案し、同人を呼び出して、深夜の飲食店で他人に「薬飲ませて、お金盗っちゃおうよ」と持ち掛けたところ、Xはこれに同意した。この時、XとYは初対面であった。

X、Y、Zは以上の計画に基づき、Aの経営するスナックに入店し、他の客が帰った後に何度もAにビールを飲むよう勧め、酔わせるように仕向けた。その際、Zは隙を窺ってビールグラスに持参した睡眠薬を入れ、Aにこれを飲ませたが、眠り込むまでには至らなかった。Aが眠り込むのを待ち切れなくなったYは、同人を気絶させて金品を奪おうと考えて、Aの顔面を手拳で殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは顔面に傷害を負い、気絶するに至った。この間、ZはAに対し「くたばちまえ」などの罵声を浴びせていたが、Xは突然のことに驚き、傍らで様子を見ていた。その後、YとZは店内にあったAのバッグの中から現金等を奪ったが、その際、XもZから促されて、これらの経緯を認識しつつ、店内にあった現金を奪った。

## 【問2】（50点）

下記の事例におけるXの罪責につき、同様の事案における判例の立場を明示した上で、検討の上、自身の結論を示しなさい（なお、設問と関連のない記載は評価の対象としません）。

A銀行は政府による指針の策定を踏まえ、関係規定を改訂し、預金者は反社会的勢力に該当しないなどの条件を満たす場合に限り口座を利用することができるとした上で、条件を満たさない場合には新規預入申込みを拒絶することとし、新規申込み時には利用者自身が反社会的勢力でないことなどの表明・確約を求めていた。また、利用者に疑いがあるときは関係警察署等への照会・確認が行われていたほか、口座利用申込書には自身が反社会的勢力でないことを表明・確約すること、これが虚偽であった場合には貯金の取り扱いが停止され、又は全額払戻しされても異議を述べないことなどが記載されていた。

暴力団員であるXは自身が暴力団員でないことを装い、上記申込書に自らの氏名を記載して口座開設を申し込み、預金通帳とキャッシュカードの交付を受けた。なお、申込みに際し対応した行員Bは、Xに対して申込書における上記の記述を指でなぞって示すなどの方法により暴力団員を含む反社会的勢力であるかどうかを確認したが、Xはこれに対して特に反応しなかった。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 商法 ）

試験時間：（ 90 ）分

以下の【設問1】【設問2】について、それぞれ〔問い〕に答えなさい。

【設問1】（50点）

1. 甲株式会社（以下、甲社という）は、監査役を設置する公開会社である。甲社には役員  
の任期・員数にかかる特別な定款の定めはない。
2. 甲社は令和5年1月25日開催の定時株主総会（以下、先行総会という）で、A、B、  
およびCを取締役に選任し（以下、先行決議という）、先行総会終結後の取締役会でA  
が代表取締役を選定された。しかし、先行総会は一部株主に招集通知が發送されておら  
ず、先行総会終結から約1か月後に、甲社株主Xが先行決議取消しの訴えを提起した。
3. 先行決議取消しの訴えについては、令和6年6月に決議を取り消すとの一審判決が下さ  
れたため甲社は控訴した。その後、控訴審係属中の令和7年1月10日にA、B、Cは  
取締役会を開催して会日を同年1月30日とする定時株主総会の招集を決定し、代表取  
締役Aの名で招集通知を發送し、1月30日に開催された定時株主総会（以下、後行総  
会という）において、A、B、Cが取締役に選任された（以下、後行決議という）。

〔問い〕 上記1.～3.の事情のもとで、甲社は、後行総会終結時にA、B、Cが退任し、後  
行決議で取締役が適法に選任されたことで、先行決議取消の訴えについては訴えの利益が失  
われたと主張している。下記①～③のそれぞれにおいて、甲社の主張の可否を検討せよ。

- ① A、B、Cが先行決議で新任取締役として選任された場合（ただし下記②の場合を除く）
- ② A、B、Cが先行決議で新任取締役として選任され、後行決議が議決権を有する全ての株  
主の出席のもとで可決成立した場合
- ③ A、B、Cが先行決議で再任された場合

【設問2】（50点）

〔問い〕 商法17条1項（会社法22条1項）の趣旨について論じなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 刑事訴訟法 ）

試験時間：（ 90 ）分

設問1 および設問2 の両方に答えなさい。

設問1 [50点]

殺人（被告人と他の1名の者との共謀による殺害）の被告事件にかかる最高裁の決定（最高裁（三小）平成13年4月11日決定・刑集55巻3号127頁：以下では「本決定」という）の【要旨】を参照して、下記の【問1】に解答しなさい。

【要旨】（下線および《A》・《B》の記号は加筆している）

「訴因と認定事実とを対比すると、……犯行の態様と結果に実質的な差異がない上、共謀をした共犯者の範囲にも変わりはなく、そのうちのだれが実行行為者であるかという点が異なるのみである。そもそも、《A》殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすることも、審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、《B》実行行為者がだれであるかは、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、争点の明確化などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいといえることができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。」

【問1】

本決定に従えば、以下の【事例】においては、下線部《A》の部分から導かれる命題（「命題A」とする）と下線部《B》の部分から導かれる命題（「命題B」とする）のどちらが妥当して、どのような結論が導かれるのか。具体的な事実にして論じなさい。なお、本決定の当否について論じることは要しない。

【事例】

観光遊覧船の転覆によって生じた死亡事故に対する業務上過失致死の被告事件において、起訴状に、「被告人は、本件観光遊覧船の運行責任者であり、……本件観光遊覧船のハッチからの浸水を防止する措置を施して安全に運行すべき業務上の義務があったのに、これを怠り、……当該ハッチの蓋の故障を放置して運行を実施した過失により、高波の衝撃に起因して当該ハッチの蓋が破損し、……浸水して……転覆した」という訴因が記載されていたところ、裁判所は、訴因変更の手続を経ずに、判決において、「被告人は、本件観光遊覧船の運行責任者であり、……天候の急変により……本件観光遊覧船の当日の運行を中止すべき業務上の義務があったのに、これを怠り、その運行を決定して実施した過失により、高波に起因して……本件観光遊覧船の船尾が水没し……転覆した」という事実を認定した。

**設問 2** [50 点]

下記の【問 2-1】および【問 2-2】の両方に解答しなさい。

**【問 2-1】**

日本国憲法第 37 条第 2 項前段の意義について論じなさい。

**【問 2-2】**

検察官が取調べを請求して採用された証人 W は、公判期日において検察官による主尋問を受けて、これを終えたのちに、被告人の側による反対尋問が実施される前に、不慮の事故に遭って死亡した。

この場合に、裁判所が公判期日における W の証言を証拠とすることは許されるのか否かについて論じなさい。

以上

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（知的財産権法）

試験時間：（ 90 ）分

## 〔第1問〕【50点】

スポーツ用品の製造販売を業とする企業Pの研究部門に所属するAは、Pにおいて、高いレベルの伸縮性を備えた運動用布生地 of 発明をした（以下、この発明を「 $\alpha$ 」という）。同じくPの研究部門に所属するBは、同部門内でAが $\alpha$ を発明したことを知り、これに改良を施すこととし、Pにおいて、 $\alpha$ の技術的範囲に属する運動用布生地にBが開発した特殊な樹脂を塗布することにより、紫外線カット効果と高いレベルの伸縮性を共に備えた運動用布生地 of 発明をした（以下、この発明を「 $\beta$ 」という）。同じくPの研究部門に所属するCは、高いレベルの防水性と透湿性を共に備えた運動用布生地 of 発明をした（以下、この発明を「 $\gamma$ 」という）。これらの発明（ $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ ）はPに報告されたが、Pは、 $\gamma$ についてのみ特許を受ける権利をCから承継し、 $\alpha$ 及び $\beta$ については特許を受ける権利を取得しようとしなかった。なおPは、 $\gamma$ について、結局、特許出願を行わなかった。

以上の事実をもとに、下記の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

設問1 Pの研究部門に所属していたDは、Pを退職後、 $\alpha$ について特許出願を行い、特許権の設定登録を受けた（以下、当該特許権を「 $\alpha$ 特許権」という）。Aは、当該出願からほどなくしてその事実を知り、 $\alpha$ 特許権成立の事実もほどなくして知ったが、とくに何の行動もとらずに放置していた。Dは、 $\alpha$ 特許権の設定登録から約1年後に、Pにとって競合他社であるQの申出を受けて、当該特許権をQに譲渡した。その譲渡時に、Qは、 $\alpha$ の真の発明者について説明を受けることはなく、むしろそれはDの創作によるものであるとの説明を受けていた。Aは、Qが $\alpha$ を実施して製造したスポーツウェアの売上げが好調であることを知り、Qに対し、 $\alpha$ 特許権の移転登録手続を請求することにした。Aのこの請求は認められるか。

設問2 Bは、 $\beta$ について特許出願を行い、その約2年後に特許権の設定登録を受けた（以下、当該特許権を「 $\beta$ 特許権」という）。最近まで当該出願の事実も $\beta$ 特許権成立の事実も知らなかったAは、それらの事実の認識後ただちに、Bに対し、 $\beta$ 特許権の移転登録手続を請求することにした。Aのこの請求は認められるか。

設問3 Cは、Pにとって競合他社であるRに $\gamma$ の売り込みを図り、Rは、Pが $\gamma$ に係る特許を受ける権利を承継したことを知ったにもかかわらず、当該権利を譲り受ける旨の契約をCと締結し、 $\gamma$ について特許出願を行った。当該出願の事実を知ったPは、Rを相手方として訴訟を提起し、Pが $\gamma$ に係る特許を受ける権利を有する者であることの確認を求めた。Cのこの請求は認められるか。

〔第2問〕 【50点】

下記の語をすべて用いて、著作権法32条1項が定める適法引用の要件としての公正な慣行について論じなさい。

通常の意味における慣行 公正性 出所明示